深刻な鳥獣被害 抜本的な対策を

その他の質問
○岸和田市外部評価について

小川　和夫 議員

【問】全国的に野生鳥獣による農林水産業などへの被害が中山間地域へ広がっている。

本市でもカラス、アライグマ、イノシシ、カワウなどによる被害が、桃やみかん、野菜、タケノコ及び淡水魚にとどまらず、生ごみの食い荒らしなど広範囲に及び、農作物の被害と生活環境の悪化を招いている。

本市での鳥獣の捕獲や駆除については、おもに猟友会や地元、農協に依頼している。

猟友会と地元への財政的支援と、本市としての鳥獣被害対策を早期に強化すべきと考えるがどうか。

【答】財政的支援については、猟友会に委託料を支払い、鳥獣捕獲を依頼している。委託料の引き上げについては、市有害鳥獣対策協議会などの会議でもう少し実情を把握して検討していく。

鳥獣被害対策については、イノシシなどの捕獲頭数の増加による猟友会の負担を減らすため、農家自身による狩猟免許の取得や有害鳥獣が近づかないようにする環境の整備など、狩猟以外の部分についても総合的に考えていく必要がある。効率的な捕獲について、有害鳥獣対策協議会で協議していく。

捕獲されたイノシシ

歴史ある千亀利公園 保全と活用のあり方は

京西　且哲 議員

【問】市内唯一の歴史公園である千亀利公園は、府指定文化財の城跡の中にあり、園内には岸和田城天守閣や市指定文化財の五風荘、市民道場心技館などが残る他にない歴史的風情のある公園である。また、本市の景観形成基本方針で「歴史・伝統保全地区」に位置付けられ、特に景観的配慮が求められている。

しかし、現状は都市公園法、本市の緑の基本計画や景観計画における理念や目的よりも、飲食店の新設による集客を進めているように思われる。

「世界に一番近い城下町・岸和田」を掲げる本市の歴史公園に対する考えを聞きたい。

【答】岸和田城を中心に、春の桜、秋のだんじり祭りなど、本市の歴史と文化のよりどころとして親しまれてきた千亀利公園を歴史公園としている。

千亀利公園は、市民の財産である歴史遺産であり、保護することは非常に重要である。また、この歴史遺産を活かして観光事業を推進していくことも非常に重要である。

今後、この両面を図りながらまちづくりを進めていきたい。

市民いこいの場 二の丸公園

不祥事ゼロに向け 職場での意識改革を

西村　芳徳 議員

【問】近年、本市職員、教職員による酒気帯び事故、盗撮や暴力事件などの不祥事が立て続けに発生し、市民の信頼が大きく低下している。また、市政運営の根幹をなす市民との協働の妨げにもなっている。

事件発生後、公表や研修、訓示など再発防止に向けた取り組みがなされているが不祥事が根絶できていない。原因をどのように検証し、対策を立てているか聞きたい。

【答】事件を起こした職員自身の自覚の足りなさを感じる。不祥事を起こした場合、職員自身も社会的制裁を受けるが、家庭への影響や市全体への信頼の低下など事の重大さを自覚させるため、普段から具体的に不祥事による様々な影響について職員に知らしめる必要がある。

また、管理職や同僚を含めた職場全体で、不祥事をなくす取り組みをさらに高めていく。

【問】公用車の事故も後を絶たない。運転前に呼気中のアルコール検査を行い、酒気帯び運転ゼロをめざすべきと考えるがどうか。

【答】飲酒運転の防止や、節度ある飲酒習慣の自覚のためにも、まずは車の運転を主な業務としている部署から検討していく。

地域コミュニティの 希薄化に歯止めを

雪本　清浩 議員

【問】市民自治都市実現に向け自治基本条例を制定している本市において、地域コミュニティの希薄化を危惧する声が大芝小学校区内の調整区域から上がっている。

昭和42年度に設定されたといわれるこの調整区域に関しては記録が存在しないなかで、現在では、町域の約7割にまで拡大している。

市長あてに大芝・春木両校区連合町会及び1町2自治会から要望書が提出されているにもかかわらず、調整区域を解除しないのはなぜか。

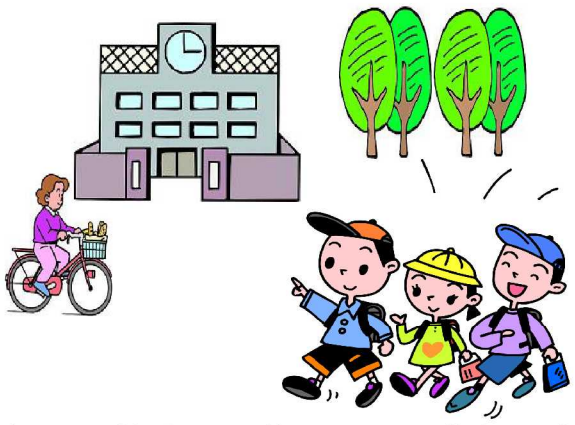

【答】昭和40年6月に住居表示によって八幡町ができた後、42年に開催した市通学区改正審議会のなかで、その一部が調整区域になったと推測される。その後、地域住民が増えていくなかで、保護者や地域の要望を聞きながら、調整区域を拡大してきた。

確かに、平成18年9月に現在の調整区域の解除を求める要望書が提出された。その後、一定の年月が経過したが、現在も調整区域が存在している。

両校それぞれの地域住民の方々、教育委員会の間での合意形成ができていない現状での解除は難しい。

議会のしくみを紹介

議会の役割

市議会では、市政の運営に必要な予算や条例などを審議し、市としての意思を決定します。

会議の種類

議会は、定期的に開く定例会、必要に応じ臨時的に開く臨時会があります。

定例会は、毎年4回開催し、通常次の時期に招集します。

○第1回…2月下旬～3月下旬
○第2回…6月中旬
○第3回…9月上旬
○第4回…12月上旬～中旬

定例会の流れ

定例会は、おおむね次の順序により運営されます。

本会議（初日・2日目）

①開会…市長の招集により議員が出席し、議長が開会を宣告します。
②会期の決定…議会が活動できる定例会の期間を決めます。
③議案の上程…審議する議案を議題とします。
④提案説明…提案した議案につき市長が内容と理由を説明します。
⑤質疑…提案された議案に対し、議員が質問し、理事者が答えます。
⑥委員会付託…議案をさらに詳しく審査するため、所管の委員会に審査を付託します。
⑦一般質問…議員が市の一般事務について、理事者に説明を求めたり、所信をただします。

委員会（3日間）

付託議案の審査…付託された議案を各委員会で詳細に審査します。

本会議（最終日）

①委員長報告…委員会での審査の経過と結果を各委員長が報告します。
②質疑・討論・採決…委員長の報告に対し、質疑・討論の後、議案の可否を決めます。
③閉会…議事の日程がすべて終了すれば、議長は閉会を宣告します。

議会用語の解説

専決処分

条例、予算などについて、議会を開催する時間的余裕がない場合などに、法で定めた事由により市長が議会に代わって決めること。ただし、次の議会で承認が必要な場合がある。

委員会

議案の審査を詳細かつ効率的に行うための機関。本市議会では3つの常任委員会と議会運営委員会があり、議員はいずれかの常任委員会に所属している。

また、特定事件を審査する特別委員会を必要に応じて設置している。

討論

本会議や委員会において、議題となっている案件に対し、議員が賛成か反対かの意見を表明すること。採決の前に行われる。

採決

議案などに対して議員に賛否の意思表示を求めること。起立による採決や投票による採決、異議がないかを諮る簡易採決などがある。

理事者

議会で説明者として出席する、市の行政を執行している者。